

2024年 株式会社明翔ライン 運輸安全マネジメント

1. 安全管理規定の制定、安全統括責任者の選任

安全統括責任者	役員	吉田 博一
安全管理規定	別紙を参照	

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であると認識し、全社員が一丸となり絶えず輸送の安全性の向上に努め、安全・安心な物流サービスを提供する。

- (1) 「プロ」であることを自覚し、安全を優先した事業活動
- (2) 高品質な物流サービスを提供するため、安全・安心な環境の整備
- (3) 基本動作・基本ルールの徹底による輸送品質の向上

3. 輸送の安全に関する目標

2024年度 有責事故目標	12件
2023年度 有責事故実績	24件

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2023年度 目標	0 件	実績	1件	目標未達
2024年度 目標	0 件			

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙参照（輸送の安全に関する組織図）

6. 輸送の安全に関する重点施策

- ・ 予防対策の実施による事故、トラブルの防止
(交通事故統計・分析、新人・一般職の教育、事故惹起者教育、事故事例の共有等)
- ・ 従業員の健康維持、管理（SAS対策、夏場対策、健康診断、インフルエンザ予防対策等）
- ・ 事業所の運営状況の把握と指導（内部監査実施、事業所会議の定例化）
- ・ 運転記録証明による個別指導の実施
- ・ 安全指導員の確立（選定基準に基づく）

7. 輸送の安全に関する計画/教育及び研修の計画

- 2024年度計画 スローガン【超安全運転】
- ・ 乗務員1ヶ月新入社員研修：年10回（繁忙月の8月・12月を除く）
 - ・ 初任運転者への教育（初任適性診断、初任特別教育）
 - ・ 運転適性一般診断の受診と指導（ナスバネットの活用）
 - ・ 一般的な指導・監督（12項目）乗務員教育及び新人指導員教育
 - ・ 小集団活動の実施（KYT等）
 - ・ 追走、添乗、ドライブレコーダー等による安全運転チェックと指導
 - ・ 超安全運転の実施むけて（具体項目作成）

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

- ・ 事故報告：別紙、連絡フローに従う。
- ・ 事故情報の共有：運営管理部より各事業所に水平展開を行う。
- ・ 災害等発生時の全社への指示、連絡体制：別紙、緊急連絡網に従う。

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- ・ 年2回以上、輸送に関する内部監査を行い、社長、安全統括責任者、当該事業所の責任者に結果を報告する。
- ・ 結果の報告を受け、安全統括責任者の指揮の下、各事業所にて改善に取り組む。